

業務希望型指名競争入札実施要領

本入札については、山崎郵便局局留郵便のみの入札とします。

1 入札に付する事項及び入札に参加する者に必要な事項等

本入札に参加することができる者は、大山崎町の指名登録を受けた者のうち、(1)及び(2)に掲げる条件をすべて満足していることについて、大山崎町長の入札参加の確認を受け、指名された者とします。

(1) 入札に付する事項及び入札に参加する者に必要な事項等

入札に付する事項	
発注番号	6入札第17号
件名	令和6年度地籍調査業務委託
場所	大山崎町 地内
委託概要	設計書・仕様書のとおり 大山崎③地区、大山崎④地区、大山崎⑤地区
期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
設計図書販売期間	令和6年 5月22日(水) 午前9時から 午後5時まで
入札郵送締切日	令和6年 5月31日(金) 山崎郵便局必着
入札立会人公表	令和6年 6月 4日(火)
入札開札日時	令和6年 6月 6日(木) 10時00分から

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、次に掲げる要件をすべて満たす単独業者であることとします。

- ア 大山崎町が実施した令和5・6年度測量・建設コンサルタント業務等競争入札等参加資格審査申請において、「測量業務」、『測量一般』に登録していること
- イ 京都府内に本店・支店または営業所があること。
- ウ 主任技術者及び現場代理人は下記の資格を有する者で、常勤の自社社員とする。主任技術者と現場代理人との兼務は可とする。
 - (1) 測量法第50条に規定する測量士の資格を有する者。
 - (2) (一社) 日本国土調査測量協会が認定する地籍調査管理技術者もしくは(公社) 全国国土調査協会が認定する地籍主任調査員の資格を有する者。
- エ 受託監督者は下記の資格を有する者で、常勤の自社社員とする。なお、主任技術者及び現場代理人との兼務は可とする。
 - (1) 測量法第50条に規定する測量士の資格を有する者。
 - (2) (公社) 全国国土調査協会が認定する地籍工程管理士の資格を有する者。
- オ 受託検査者は下記の資格を有する者で、常勤の自社社員とする。なお、主任技術者、現場代理人又は受託監督者との兼務は不可とする。
 - (1) 測量法第50条に規定する測量士の資格を有する者。
 - (2) (公社) 全国国土調査協会が認定する地籍工程管理士の資格を有する者。
- カ 地籍工程管理士が近畿管内に2名以上在籍していること。
- キ 国土調査法第10条2項の規定に基づき実施する地籍調査事業の公共実績を有していること。
- ク 地方自治法施行令第167条の11第1項の規定に該当していないこと。
- ケ 大山崎町の参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)の提出期間の最終日から入札開札日までの期間に、大山崎町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- コ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立または民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定または再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
- サ 大山崎町暴力団排除条例(平成24年大山崎町条例第19号)第2条の(1)から(4)までに該当しない者であること。

2 資格確認申請書及び設計図書の入手方法及び郵送方法

(1) 資格確認申請書等の入手方法

原則として、町ホームページの入札・契約項目等・発注情報及び入札参加申請書からダウンロードしてください。

(2) 設計図書等の購入方法(有料配付します。価格は、購入時に示します。)

次の手順により申込を行った者に対し、配付します。

ア 設計図書等購入申込書（入札参加申請書様式9）を資格確認申請書提出時に同封してください。

イ 設計図書等の配付方法は、大山崎町総務課管財係において配付します。

配付内容は、設計図書、郵便入札用封筒（入札書在中封筒）、入札書及び入札書のみ封筒等とします。

(3) 配付された設計図書等については、本業務の見積の用に供するのみとし、取り扱いに注意し、他の目的に使用しないでください。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、資格確認申請書（町ホームページからダウンロード）及び業務希望型指名競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じる必要があります。

(1) 提出方法

入札に参加を希望する者は、それぞれ必要書類（資格確認申請書・資格確認資料）を入れ封緘した封筒に「入札参加申請書類在中」と記載し、期日（当日消印有効）までに郵送してください。（定形外封筒を用い配達記録が残る方法を利用するものに限る。）

・郵送先 〒618-8501 大山崎町字円明寺小字夏目3番地
大山崎町総務課 管財係

・郵送方法 簡易書留または特定記録郵便

(2) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知します。（様式5）

(3) その他

ア 資格確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しません。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出してください。

ウ 提出された書類は、本町において無断使用することはありません。

エ 虚偽の記載をした者は、当該業務等の入札への参加を認めないとともに、町の指名停止措置を行うことがあります。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 業務希望型指名競争入札参加申請書（様式1）

(2) 保有する技術職員の状況（様式2）

(3) 配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務（様式4）

配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務について記載してください。

また、配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し（健康保険被保険者証）を提出してください。

(4) 入札参加資格確認通知書（様式5）

入札参加資格の確認については、別途通知します。

(5) 設計図書等購入申込書（様式9）

(6) 業務希望型指名競争入札参加申請チェックリスト(郵送前に確認しチェックを入れて同封のこと)

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと通知された方は、町に対して入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができます。この説明を求める場合は、当該通知書による通知を受けた翌日から起算して5日（大山崎町の休日を定める条例（平成2年12月26日条例第8号）第2条に規定する町の休日を含まない。）以内に、書面により大山崎町総務課へその旨を記載した書面を提出してください。

6 設計図書に関する質問回答

(1) 質問については、別記様式（質疑回答集様式「町ホームページからダウンロードできる。」）に記入し、期限までにEメールまたはFAXで提出してください。

Eメールアドレス：kanzai@town.oyamazaki.lg.jp

FAX：075-957-1101

(2) 質疑・回答

ア 質疑締切日 令和6年 5月24日（金）正午まで

イ 提出方法 Eメールまたは事前連絡のうえ、FAXにて提出してください。質疑の様式については、本町ホームページより印刷しご利用ください。

ウ 回答方法 回答は、令和6年 5月29日（水）に各社あてFAXにて行います。

7 入札手続等

(1) 入札の方法

入札書及び価格内訳書（様式6）を入れ封緘した「入札書在中封筒」を期日までに山崎郵便局へ郵送してください。（配達記録が残る方法を利用するものに限る。）

・郵送内容 郵便入札専用封筒（入札書在中封筒）に、入札書のみ封筒と価格内訳書を封入してください。

郵送期限 令和6年 5月31日（金）【必着】

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税相当額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、入札書に記入する金額は円止めとします。

(3) 価格内訳書

- ア 入札書の提出に併せ、価格内訳書を提出してください。
- イ 入札書に記載する金額は、価格内訳書価格（消費税相当額を除く合計金額）に対応するようにしてください。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、失格扱いとします。

- ア 1（2）に掲げる資格のない者の行った入札
- イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 代表者等が変更になっているにもかかわらず、指名競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更届けをしなかった者の行った入札
- オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者またはその疑いのある者の行った入札
- カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- キ 開札の日時において有効な内訳書を提出できていない者の行った入札
- ク 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱または金額を訂正した者の行った入札
- ケ 予定価格を上回る価格での入札

(5) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、辞退届けを封筒に入れ封緘し、「入札辞退届 出書在中」と封筒に記載し、局留郵便（書留・簡易書留）で入札書等の郵送期限までに郵便局へ必着するように郵送してください。なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は町の指名停止措置を行うことがあります。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 立会人の選出方法

入札（開札）は、入札日時に、入札参加資格があると確認されたものの中から立会人を選出し、立会人参加のもとで行います。

立会人は、入札書在中封筒の到着日順（同日の場合は、五十音順）に番号を付し、入札

参加者数に応じた、下記に定める番号の者を3人選出し、入札日までに入札参加資格者名簿等をホームページで公表し、立会人と明記します。立会人に選出された入札参加申請者は、当該公表内容を確認して入札（開札）に参加してください。（印鑑を持参してください。）なお、代表者でなく、代理人が出席する場合は、「立会人委任状」の提出が必要です。委任状がない場合は入札に参加できません。
また、立会人が入札日に欠席した場合は、該当者の入札は「失格」とし、「不誠実な行為」として1ヶ月の指名停止措置とします。

【立会人の選出方法】

入札参加者数	申請書に付された番号
3人	1. 2. 3.
4人以上10人以下	2. 3. 4.
11人以上20人以下	5. 6. 7.
21人以上	8. 9. 10.

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。さらに、最低価格が同額で複数となった場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじ引きを行い、落札者を決定します。

また、入札参加者または参加資格審査後の入札参加者が、1名でも原則として入札を執行します。ただし再度入札は執行しません。

8 入札保証金

免除します。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収します。また、「不誠実な行為」として3ヶ月の指名停止措置とします。

10 予定価格の公表

本入札においては、予定価格を事前公表するものとします。

予定価格 金24,151,600円

最低制限価格 設けておりません。

「予定価格」は、消費税及び地方消費税の額を含む金額である。

11 契約保証金

~~落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。~~

1.2 現地説明

現地説明は行いません。

1.3 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	5月9日（木）から 5月16日（木）まで	町ホームページ
入札参加資格確認申請書等の受付・不切	5月10日（金）から 5月16日（木）まで（当日消印有効）	郵送
入札参加資格確認通知書	5月21日（火）	各社あてFAX
設計図書販売期間	5月22日（水）午前9時から午後5時まで	管財係で
質問の受付	5月22日（水）から 5月24日（金）正午まで	FAX又はEメール
質問に対する回答	5月29日（水）	各社あてFAX
入札書受付	5月29日（水） 5月31日（金）まで郵便局必着	山崎郵便局へ郵送
入札開札立会人公表	6月4日（火）	町ホームページ
開札日時	<u>6月6日（木）</u> <u>10時00分から</u>	<u>役場3階防災会議室</u>
開札結果公表	6月7日（金）	町ホームページ

1.4 支払条件

(1) 前金払

無

(2) 部分払

無

1 5 落札決定通知書

- (1) 落札者が決定したときは入札終了後、落札決定通知書に必要事項を記載し落札者に通知します。
- (2) 落札決定通知書に指定する契約書の提出年月日は、その通知書が落札者に届く予定日から5日以内とします。
- (3) 落札決定通知書の指定期日までに契約書を提出しなかったときは、その効力を失います。ただし、その指定期日までに契約書を提出することのできない相当の事由がある場合において、あらかじめ町長等の承認を得たときは、その指定期日経過後3日を限度として、期間の延長を認めることができます。

1 6 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、入札心得を遵守してください。
- (2) 資格確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、町の指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。
- (4) 入札後、契約を締結するまでに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがあります。
- (5) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退してください。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とします。
- (6) 落札者決定後、入札の過程（入札者名・入札価格等）を本町ホームページにおいて公表いたします。
- (7) 郵便入札に伴う諸様式は、本町ホームページよりダウンロードしてください。
- (8) 入札参加者名の公表は、談合抑止のため入札郵便締切後に行います。